

平成30年度の保育施設入所申込み受付が始まります



▽対象 市内在住で、平成30年4月から新規に保育施設の入所を希望する方

▽申込書配布 11月1日(水)から保育課、五日市出張所、市内各保育所、小規模保育施設、認定こども園で配布します。

▽申込み期間 11月13日(月)～12月1日(金) 午前8時30分～午後5時(11月29日(水)は保育課のみ午後8時まで受付)

※平成29年度分を申し込みされた方で、平成30年度も選考を希望する場合、申し込みが必ずです。

給与支払者対象の年末調整等説明会

年末調整は、給与所得者の年税額の確定と毎月徴収した税額を精算する大事な手続きです。給与の支払者を対象に年末調整についての説明会を開催します。

▽日時 11月8日(水) 午後1時30分～4時(午後1時から受付開始)

▽場所 あきる野ルピア3階ルピアホール

▽その他 説明会に車で来場される方は「もくせい駐車場」をご利用ください。

▽問合せ 青梅税務署法人課税第1部門・管理運営部門(☎0428・22・3185)、課税課市民税係(直通558・1682)

浄化槽を お使いのみなさまへ

※市外の保育施設を希望する方は、保育施設のある市区町村に条件や締切日などを確認し、締切日の1週間前までにあきる野市保育課に申し込んでください。

▽その他 保育施設を利用中で4月以降も利用を希望する方から保育施設で配布する「現況届」を12月22日(金)までに保育課へ提出してください。

●市外の保育施設：10月下旬から送付する「現況届」を、12月1日(金)までに保育課に提出してください。

※市外に住所のある方で、あきる野市の保育施設を希望する方は、手続きが異なりますので、お住まいの市区町村の保育担当部署へお問い合わせください。

▽申込み・問合せ 保育課係、五日市出張所(申込みのみ)

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられることがあります。

不法投棄は犯罪です!

不法投棄を発見した場合や不法投棄を行っている現場を目撃した際は、最寄りの警察署に情報をお寄せください。不法投棄された廃棄物は、土地の所有者や管理者の責任で処分することになります。草の繁茂やごみが散乱している場所などは、不法投棄の恐れがありますので、草を定期的に刈り取り、柵やネットを設置するなど不法投棄の防止対策をしましょう。市では、不法投棄防止看板を配布して

体育施設、公民館の 指定管理者を募集します

市では、指定期間が満了する施設の新たな指定管理者を次のとおり募集します。

▽募集内容など ●施設名：秋川体育館、中央公民館(二宮683)

●応募資格：体育施設、公民館の管理運営を安全かつ円滑に行える法人・団体

●指定期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日

●現地説明会 11月7日(火) 午前9時30分～

●場所：中央公民館(応募予定団体は、11月2日(木)までに)

合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します

市では、合併処理浄化槽設置費用の一部を補助しています。

▽対象となる建物 専用住宅(主に居住の用に供する建物)か併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)

▽対象となる方 対象となる建物を自らの居住の用に供する方

▽対象浄化槽機種 国の認定を受ける、窒素を除去できる高度処理型合併浄化槽

▽補助金額 浄化槽の大きさによって異なります。

●5人槽：44万4千円 ●6～7人槽：48万6千円 ●8～10人槽：57万6千円 ●11～20人槽：109万2千円 ●21～30人槽：186万円 ●31～50人槽：249万6千円 ●単独浄化槽撤去：9万円

先着順で 市有地を売却します

▽申込要領配布日時など 10月16日(月)～平成30年3月30日(金) 午前9時～午後5時(正午～午後1時、土曜・日曜日、祝日を除く)

▽場所 契約管財課

▽申込み方法 提出書類「市有地売却申込書、宣誓書、住民票(法人の場合は、履歴事項全部証明書が登記簿謄本、発行から3か月以内のもの)」「その他 詳しくは、申込要領をご覧ください。

▽問合せ 契約管財課契約管財係(直通558・1390)

第7回創業セミナー 「お金をかけずに始めるホームページ作成講座」

「体育施設及び公民館指定管理者募集説明会参加申込書」を提出してください。

▽申込み方法 11月15日(水)から12月1日(金)(必着)までに、必要書類を提出してください。

▽申込み・問合せ スポーツ推進課(☎558・1262) 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)、☎558・1119



パソコンで文字入力ができる程度の知識があれば、無料で簡単にホームページが作成できます。

▽日時 11月16日(木) 午後2時30分～4時

▽場所 B i @ S t a s モール オフィス(あきる野ルピア2階)

▽講師 藤田尚美(B i @ S t a 相談員、中小企業診断士)

▽定員 5人(申込み順)

▽費用 無料

▽申込み・問合せ あきる野創業・就労・事業継承支援ステーション B i @ S t a (☎518・7778) 午前10時～午後7時(日曜日、祝日を除く)

物件番号	所在地番	地目(公簿)	地積(公簿)	用途地域 建ぺい率 容積率	売却価格
1	草花字森山下夕3681番	宅地(宅地)	169.95㎡ ※1 (169.49㎡)	第二種中高層住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：150%	8,570千円
2	館谷台31番	宅地(宅地)	25.82㎡ ※2 (25.82㎡)	近隣商業地域 建ぺい率：80% 容積率：300%	12,600千円
	館谷台32番	宅地(宅地)	83.81㎡ ※2 (83.81㎡)		
3	草花字下折立1867番1	宅地(宅地)	1914.27㎡ ※3 (1914.27㎡)	指定のない区域(市街化調整区域：既存宅地) 建ぺい率：40% 容積率：80%	79,630千円

※1 現況測量地積 ※2 土地区画整理事業換地処分地積 ※3 確定測量地積